



ちばぎん

必ずお読みください。

スーパーカード規定集 (JCB)

JCB CARD会員規約(個人用)……………	1
クレジットカード・保証委託約款……………	36
ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約……………	42
バックアップサービス保証委託約款……………	50
ちばぎんキャッシュカード規定(個人用)……	56
ICカード特約……………	62
生体認証特約……………	63
ちばぎんデビットカードサービス規定……………	65
ちばぎんスーパーカード一体型カード特約(JCB)……………	68

JCB CARD会員規約(個人用)

第1章 総則

第1条(会員)

1. 株式会社千葉銀行(以下「当行」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が運営するクレジットカード取引システム(以下「JCBクレジットカード取引システム」という。)に当行およびJCB(以下「両社」という。)所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。
2. JCBクレジットカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といたします。
3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。)を使用して、本規約に基づくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。))ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
4. 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。
5. 本会員と家族会員を併せて会員といたします。
6. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。
7. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード(第2条第1項に定めるものをいう。)の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。

第2条(カードの貸与およびカードの管理)

1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
2. カード上には会員氏名、会員番号、カードの有効期限等(以下「カード情報」という。)が表示されています。カードはカード上に表示された会員本人以外は使用できません。

3. カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

第3条(カードの再発行)

1. 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途通知または公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

第4条(カードの機能)

会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定める機能を利用することができます。また、カードには、本規約に定める以外の機能が付されることがあります。

第5条(付帯サービス等)

1. 会員は、当行、JCBまたは当行もしくはJCBが提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を当行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。
3. 当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

第6条(カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。
2. 両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。

第7条(暗証番号)

1. 会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を両社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行所定の方法により暗証番号を登録し通知します。

2. 会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
3. 会員は、当行所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。(両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。)

第8条(年会費)

1. 本会員は、有効期限月(カード上に表示された年月の月をいう。)の3ヵ月後の月の第33条に定める約定支払日(ただし入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日)に当行に対し、当行が通知または公表する年会費(家族会員の有無・人数によって異なる。)を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。
2. 初年度年会費は、初回約定支払日から翌年の応当日の前日までの1年間に充当し、次年度以降の年会費は初年度に準じて充当します。なお、カード交付日から初回約定支払日までの期間は、年会費の支払の対象とはしないものとします。
3. 約定支払日に年会費をお支払いいただけない場合は、原則としてカードの利用を停止させていただきます。
4. 年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。約定支払日から3ヵ月以内に年会費をお支払いいただいた場合は、カードの利用を約定支払日に遡って継続させる場合があります。
5. カードの種類によって年会費の支払い日が異なる場合があります。この場合、当行が通知または公表します。

第9条(届出事項の変更)

1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)、お支払い口座(第33条に定めるものをいう。)、暗証番号、家族会員等(以下「届出事項」という。)について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、会員は、法令等の定めによるなど、当行が年収の申告(収入証明書の提出を含む。)を求めた場合、直ちに当行宛所定の届出用紙を提出するなどの方法により手続きをしていただきます。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員

は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。

3. 第1項の届け出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第10条(会員区分の変更)

1. 本会員が申し出、両社が審査のうえ承認した場合、会員区分は変更になります。会員が両社に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、会員が両社に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。
2. 本会員が新たに別の会員区分を指定して両社または両社以外のJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社に入会を申し込んだ場合は、両社に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第7条第1項を準用するものとします。
3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当行が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員、手数料率等の有無等の条件が新たに適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。

第11条(取引時確認)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認(本人特定事項等の確認をいう。)が当行所定の期間内に完了しない場合は、当行は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

第12条(業務委託)

会員は、当行が代金決済事務その他の事務等をJCBまたはちばぎんジェーシーピーカード株式会社(以下「ちばぎんJCB」という。)に業務委託することを予め承認するものとします。

第12条の2(クレジットカード債務の保証の取得)

1. 本会員は、利用代金、利息、手数料、損害金等のクレジットカード取引から生じる一切の債務(ただし年会費は除く。)について、ちばぎんJCBの保証を得るものとします。
2. 会員は、ちばぎんJCBの保証がされない場合、両社からカードの発行を受けられない場合があることを予め承諾するものとします。
3. ちばぎんJCBの保証を得るについて、会員はちばぎんJCBの定める保証委託約款を予め承諾するものとします。
4. 会員は当行に対する債務の履行を怠った場合、ちばぎんJCBが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

第2章 個人情報の取り扱い

第13条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。

- ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条に基づき届け出た事項。
- ② 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
- ③ 会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
- ④ 会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。
- ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
- ⑥ 当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

- ① カードの機能、付帯サービス等の提供。
- ② 当行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当行もしくはJCBまたは両社の事業(当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店(第22条に定めるものをいう。)申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)
- ③ 両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- ④ 両社事業における宣伝物の送付等、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

(3) 本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を

当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、当行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報(第14条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。)を共同利用することに同意します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。

<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものはJCBとなります。

4. 会員等は、本申し込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、第1項(1)①②③④の個人情報を、保証会社においては本項(1)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBにおいては本項(2)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBと保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。

(1) 保証会社の利用目的

- ① 本申し込みの受付、保証の審査および保証の決定
- ② 会員等の委託に係る保証取引(以下「本件保証取引」という。)に関する与信判断および与信後の管理
- ③ 加盟する個人信用情報機関への提供および適正かつ適法と認められる範囲での第三者の提供
- ④ 本件保証取引上の権利行使および義務の履行
- ⑤ 法令等によって認められる権利行使および義務の履行
- ⑥ 本件保証取引上必要な会員等への連絡および郵便物等の送付

(2) 当行およびJCBの利用目的

- ① 当行またはJCBもしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理
- ② 本条第1項(2)①②③の目的

第14条(個人信用情報機関の利用および登録)

1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」という。))に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。

(1) 両社が自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査を行う。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人

信用情報機関」という。)に照会し、本会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された不渡情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含む。以下本条において同じ。)が登録されている場合はこれを利用すること。

- (2) 本規約末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報(その履歴を含む。)が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにこれを利用されること。
- (3) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第15条(個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、当行、JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - (1) 当行に対する開示請求:本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
 - (2) JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
 - (3) 加盟個人信用情報機関に対する開示請求:本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第16条(個人情報の取り扱いに関する不同意)

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13条第

1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

第17条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)および第14条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第42条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第3章 ショッピング利用、金融サービス

第18条(標準期間)

本規約においては、前月16日から当月15日までを標準期間といいます。

第19条(利用可能枠)

1. 当行は、本会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します(商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。)
 - ①ショッピング1回払い利用可能枠
 - ②ショッピングリボ払い利用可能枠
 - ③ショッピング分割払い利用可能枠
 - ④ショッピング2回払い利用可能枠
 - ⑤ボーナス1回払い利用可能枠
 - ⑥キャッシング1回払い利用可能枠
 - ⑦海外キャッシング1回払い利用可能枠
 - ⑧キャッシングリボ払い利用可能枠
2. 前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、4つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠(以下「内枠」という。)が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群に係る内枠となります。
 - (1) 前項①④⑤の機能別利用可能枠…「ショッピング枠」として分類
 - (2) 前項②③の機能別利用可能枠…「ショッピング残高枠」として分類
 - (3) 前項⑥⑧の機能別利用可能枠…「キャッシング総枠」として分類
 - (4) 前項⑦の機能別利用可能枠…「海外キャッシング1回払い枠」として分類
3. ショッピング枠とショッピング残高枠のうち、最も高い機能別利用可能

枠が、ショッピング総枠となります。

4. 当行は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査の上利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとし、第1項⑥⑦⑧の機能別利用可能枠については本会員が増額を希望した場合にのみ、増額するものとします。
5. 当行は、本会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当行は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。
6. 本会員が当行から複数枚のJCBカード(当行が発行する両社所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含む。以下同じ。)の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード(ただし、一部のJCBカードは除きます。)全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額(当該金額を「総合与信枠」という。)となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードについて個別に定められた金額となります。
7. 当行は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域(以下「特定国等」という。)においては、カードの利用を制限することができるものとします。また、当行は会員が特定国等へ居住する場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。

第20条(利用可能な金額)

1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、本章におけるショッピング利用および金融サービス利用のすべてに適用されます。
 - (1) 会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高を差し引いた金額
 - (2) 会員が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠に係る利用残高を差し引いた金額
 - (3) 総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額
2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき金額(約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、キャッシング1回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料および遅延損害金は除く。)で、当行が未だ会員からの支払を確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。
3. 第1項、第2項にかかわらず、本会員が当行から複数枚のJCBカードの貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、本会員

が保有するすべてのJCBカードおよび当該JCBカードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。

4. 本会員は、利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。
5. 会員が、前条第1項②③④または⑤の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いによるショッピング利用(第22条に定めるものをいう。)をした場合、当該機能別利用可能枠を超過したご利用はショッピング1回払いを指定したものと同等に取り扱われます。

第21条(手数料率、利率の計算方法等)

1. 手数料率、利率(遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日(うるう年は366日)とする日割方式とします。
2. 当行は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用に係る手数料率および利率を変更することがあります。

第22条(ショッピングの利用)

1. 会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の国内および国外のJCBのサービスマークの表示されているJCB所定規格のクレジットカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)にカードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。
2. 通信販売や自動精算機等による非対面取引その他当行が特に認めた取引については、会員は当行所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
3. 当行が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
4. 通信料金等当行所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第42条第1項な

お書きおよび第42条第4項に従い、支払義務を負うものとします。

5. 会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当行に対して照会を行うことにより当行の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
6. ショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
 - (1) 当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2) 当行、JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行またはJCBにおいて会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
 - (3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。
 - (4) ショッピング利用の申込者に対して、カード裏面の署名欄に印字された番号の入力を求める場合があります。申込者がこの番号を誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。
7. 当行は、約定支払額(第33条に定めるものをいう。)が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。
8. 家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。
9. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残高枠(第19条第2項に定めるものをいう。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」という。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
 - (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
 - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
10. 貴金属、金券類(ギフトカード、回数券等を含みますが、これらに限ら

れません。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。

第23条(債権譲渡の承諾・立替払いの委託)

1. 当行、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
 - (1) 加盟店から当行に対して債権譲渡すること。
 - (2) 加盟店からJCBに対して債権譲渡したうえで、当行がJCBに対して立替払いすること。
 - (3) 加盟店からJCBの提携会社に対して債権譲渡したうえで、当行が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
 - (4) 加盟店からJCBの関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当行がJCBに対して立替払いすること。
2. 当行、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。
 - (1) 当行が加盟店に対して立替払いすること。
 - (2) JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当行がJCBに対して立替払いすること。
 - (3) JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
 - (4) JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当行がJCBに対して立替払いすること。
3. 商品の所有権は、加盟店から当行に債権が譲渡されたとき、または当行が加盟店、JCBもしくはJCBの提携会社に対して立替払いをしたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを、会員は承認するものとします。

第24条(ショッピング利用代金の支払区分)

1. ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、支払回数が3回以上でかつ当行所定の支払回数のショッピング分割払い(以下「ショッピング分割払い」という。)のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いは、当行が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定したものと取り扱われます。また、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いを指定した場合、現金価格(ショッピング利用代金)に所定の手数料が加算されます。

2. 第1項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものには適用されません。

(1) 本会員が申し出、以後の現金価格(ショッピング利用代金)の支払いをすべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、本規約末尾のショッピングリボ払いの手数料率となります。

(2) 当行が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当行が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定した現金価格(ショッピング利用代金)をショッピングリボ払い・ショッピング分割払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カード利用日にショッピングリボ払い・ショッピング分割払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。

第25条(ショッピング利用代金の支払い)

1. 本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第23条における当行、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、第2項、第3項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。

(1) ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日

(2) ショッピング2回払いを指定した場合、当該現金価格(ショッピング利用代金)の半額(1円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。)を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日

2. 本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス1回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス1回払いの取扱期間が異なることがあります。

(1) 前年12月16日から当年6月15日までの当該現金価格(ショッピング利用代金)を、当年8月の約定支払日。

(2) 当年7月16日から当年11月15日までの当該現金価格(ショッピング利用代金)を、翌年1月の約定支払日。

3. 本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いを指定した場合、第26条または第27条に定めるとおり支払うものとします。

第26条(ショッピングリボ払い)

1. 本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり弁済金を支払うものとします。

(1) 標準期間における現金価格(ショッピング利用代金)に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日。ただし、(ア)当該ショッピング利用により第19条第1項②の機能別利用可能枠に係る残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および(イ)標準期間におけるショッピングリボ払いの現

金価格(ショッピング利用代金)とショッピングリボ払い利用残高の合計金額が(2)に定めるリボ払元金以下の場合の当該現金価格(ショッピング利用代金)は当該ショッピングリボ払いの手数料の計算から除かれるものとします。

- (2) (1)の手数料のほか、以下の金額を毎月の約定支払日に支払うものとします。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとします。なお、ショッピングリボ払いに関する以下の金額について、当行に対する本会員の債務の充当は当行所定の方法により行います。

(リボ払元金)

前月15日のショッピングリボ払い利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるショッピングリボ払い元金(以下「リボ払元金」という。)以上の場合は当該リボ払元金。リボ払元金未満の場合は当該ショッピングリボ払い利用残高。

(ショッピングリボ払い手数料)

前月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高(同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額および前々月16日から前月の約定支払日までのショッピングリボ払い利用額を差し引いた金額)に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額。

2. 当行が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。
3. 本会員は、ショッピングリボ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

第27条(ショッピング分割払い)

1. 本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、現金価格(ショッピング利用代金)に会員の指定した支払回数(ただし、ショッピング利用代金額が小額の場合、当行にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じ。)に応じた当行所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払い手数料を加算した金額(以下「支払総額」という。)を支払うものとします。
2. 支払総額を支払回数で除した金額を分割支払金(ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。)とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとします。
3. 各分割支払金における分割支払元金と手数料の内訳の計算方法については以下のとおりとします。

(1) 初回の分割支払金の内訳

手数料=標準期間に利用した場合、現金価格(ショッピング利用代金)に対する標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額

分割支払元金=分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

(2) 第2回の分割支払金の内訳

手数料=ショッピング分割払い残元金(現金価格(ショッピング利用代金)

- (1)の分割支払元金)に当行所定の手数料率(月利)を乗じた金額

分割支払元金=分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

(3) 第3回の分割支払金の内訳

手数料=ショッピング分割払い残元金(現金価格(ショッピング利用代金)-(1)および(2)の分割支払元金)に当行所定の手数料率(月利)を乗じた金額

分割支払元金=分割支払金から上記手数料を差し引いた金額

4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、現金価格(ショッピング利用代金)の半額を第1項、第2項、第3項の規定に従い支払い、残額を当行所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第23条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。
5. 本会員は、ショッピング分割払い残元金および手数料については、第2項、第4項の支払いのほか、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。

第28条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。

第29条(支払停止の抗弁)

1. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。
2. 第1項にかかわらず、本会員は、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いを指定して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務(以下併せて「商品等」という。)について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当行への支払いを停止することができるものとします。
 - (1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。
 - (2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
 - (3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
3. 当行は、本会員が第2項の支払いの停止を行う旨を当行に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとりまします。
4. 本会員は、第3項の申し出をするときは、予め第2項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
5. 会員は、本会員が第3項の申し出をしたときは、速やかに第2項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が第2項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

6. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- (1) ショッピングリボ払いの場合において、1回のカード利用における現金価格(ショッピング利用代金)が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合において、1回のカード利用における支払総額が4万円に満たないとき。
 - (2) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。
 - (3) 会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第35条の3の60に定める適用除外条件に該当するとき。

第30条(キャッシング1回払い)

- 1. 会員は、当行所定の現金自動支払機(以下「CD」という。)、現金自動預払機(以下「ATM」という。)等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借り入れることができます(以下「キャッシング1回払い」という。)
- 2. 本会員は、前項のほかJCBホームページにおいて申し込む方法により、キャッシング1回払いを利用することができます。
- 3. キャッシング1回払いおよび第31条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日(以下「融資日」という。)は、CD・ATMもしくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第33条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。
- 4. 会員は、第20条に定める金額の範囲内でキャッシング1回払いを利用することができます。
- 5. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金及び手数料の全額または一部を随時支払うことができます。
- 6. 前項にかかわらず、本会員が当行所定の方法で申し込み、当行が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額(以下本項において「対象元本」という。)について、第20条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い(第31条に定めるもの)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額となり、第33条の規定に従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第31条第4項に従い計算されます。
- 7. 当行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している

場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシング1回払いの利用が適当でない判断した場合には、新たなキャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

第30条の2(海外キャッシング1回払い)

1. 会員は、前条に定めるキャッシング1回払いを日本国外においても利用することができます(以下「海外キャッシング1回払い」という。)
2. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠となります。
3. 会員は、前条第1項に定める方法のほか、当行所定の方法により、国外の金融機関等の窓口において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表いたします。
4. 本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が海外キャッシング1回払いを利用した国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1ヵ月または2ヵ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。
5. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項および第7項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。
6. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」という。)であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは異なる場合があります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第33条第7項が適用されるものとします。
7. 前項にかかわらず、会員がCD・ATMまたは第3項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて(この通貨のことを、以下「提示通貨」という。)、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM保有会社または金融機関等(以下総称して「ATM保有会社等」という。)と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件(この場合に適用される

換算レートは、ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第33条第7項は適用されません。)に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。

- ①提示通貨が日本円の場合会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング1回払いの借入金元金となります。
- ②提示通貨が日本円以外の場合会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建ての現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第33条第7項が適用されます。

第31条(キャッシングリボ払い)

- 1.会員は、第20条に定める金額の範囲内で、繰り返し当行から融資を受けることができます(以下「キャッシングリボ払い」という。)。ただし、家族会員については、当行が承認した場合に限り、キャッシングリボ払いが利用できます。
- 2.会員は、次の(1)から(4)の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は(2)、(3)、(4)の方法を選択できません。
 - (1)CD・ATMに暗証番号を入力して所定の操作をする方法
 - (2)電話により申し込む方法
 - (3)JCBホームページにおいて申し込む方法
 - (4)その他、当行が指定する方法

また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第33条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日またはCD・ATMで融資を受けた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。

- 3.キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとします。
当月15日のキャッシングリボ払い利用残高(キャッシングリボ払いの未返済元金の合計金額をいい、第30条第6項に基づきその日までに返済方式がキャッシングリボ払いに変更されたものの金額を含む。以下同じ。)が、当行が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未済の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。なお、キャッシングリボ払い支払元金は、キャッシングリボ払い利用可能枠に応じて、当行が増額できるものとします。
- 4.本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。
 - (1)標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日(なお、標準期間におけるキャッシング1回払いに関して、第30条第6項に定めるキャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日)から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
 - (2)当月の約定支払日のキャッシングリボ払い利用残高(ただし、同日に支払うキャッシングリボ払い支払元金および(1)のキャッシングリボ払い利用

金額を差し引いた金額)に対して当月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日

5. 当行が認めた場合、本会員は、当行所定の方法によりキャッシングリボ払い支払元金の金額を変更し、また、返済方式を、ボーナス併用払いまたはボーナス月のみ元金定額払いに変更できるものとします。第3項にかかわらず、本会員は、ボーナス併用払いの場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をキャッシングリボ払い支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額返済の場合、ボーナス指定月の約定支払日においてのみ本会員が指定した金額をキャッシングリボ払い支払元金として支払うものとします。
6. 本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第3項、第4項、第5項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。
7. 当行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でないと判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができます。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

第32条(CD・ATMでの利用)

会員は、当行またはJCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、当行所定のATM利用手数料を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

- (1) キャッシング1回払いの利用
- (2) キャッシングリボ払いの利用または随時支払い
- (3) ショッピングリボ払いの随時支払い

第4章 お支払い方法その他

第33条(約定支払日と口座振替)

1. 毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。)を、予め本会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等(原則として本会員名義の口座等を届け出るものとするが、入会申込書等において予め当行が特に認める場合は別名義の口座等を届け出ることできる。以下「お支払い口座」という。)から口座振替または自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当行

が特に指定した場合には、当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替または自動引落しができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または当行所定の方法による自動引落しがなされることがあります。

2. 前項に基づき当行がお支払い口座から自動引落しをする場合、当行は当行普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしで自動引落しができるものとします。
3. 当行が本会員に明細(第34条第1項に定めるものをいう。)の発送手続きを行った後に、会員が本規約末尾に記載の「線上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、または会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当行に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差異が生ずる場合、または本会員が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規約に基づき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当行は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が本会員に返金すべき金額を差し引くことができます。
4. 会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った時点(会員がカードを利用した日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当行に対し支払うものとします。
5. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当行が会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当行に係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点(会員が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。
6. 会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、当行が会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点(会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるもの

とします。なお、会員が本条第8項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当行が本項に基づき会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金の金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。

7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表いたします。なお、一部の航空会社その他の加盟店等におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
8. 会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金のほかに、または外貨建のショッピング利用代金に代えて、円貨建のショッピング利用代金の金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金となります。この場合、本条第4項、第5項および第7項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金の金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。(ただし、第6項に基づく返金時のみ、第7項は適用されます。)

第34条(明細)

当行は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」という。)を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届け出住所への郵送その他当行所定の方法により通知します。なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当行は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

第35条(遅延損害金)

1. 本会員が、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当行に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。)に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

- ・ ショッピング1回払い、ショッピングリボ払い
年14.60%
- ・ キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い
年20.00%

- ・ショッピング2回払い、ボーナス1回払い
年6.00%

2. 第1項にかかわらず、ショッピング分割払いに係る債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。

- (1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し年6.00%を乗じた額を超えない金額。
- (2) 支払総額の残額の期限の利益を喪失した場合は((1)の場合を除く。)、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで年6.00%を乗じた金額。

第36条(支払金等の充当順序)

本会員の当行に対する債務の支払額が本規約およびその他の契約に基づき当行に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当行所定の順序により当行が行うものとします。

第37条(当行の債権譲渡の承諾)

当行は、当行が必要と認めた場合、当行が本会員に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

第38条(期限の利益の喪失)

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、当行から通知催促等がなくても、本規約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。
 - (1) 支払の停止または破産手続開始もしくは、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (2) 自ら振出したもしくは引受けた手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分等の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - (4) 本会員の預金その他の当行に対する債務について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (5) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。ただし、ショッピンググリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金に基づく債務については、第26条の弁済金または第27条の分割支払金の支払い、その他本会員の当行に対する債務の支払いを遅滞し、当行から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。
 - (6) 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - (7) 住所変更の届け出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって、当行に会員の所在が不明となったとき。
 - (8) 相続の開始があったとき。
 - (9) 当行が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借その他当行の所有

権を侵害する行為をしたとき。

(10) 当行と別途契約している「バックアップサービス契約」について、期限の利益を失ったとき。

2. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、当行の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。

(1) カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたとき。

(2) 当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。

(3) 当行との取引約定の一つにでも違反したとき。

(4) 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

(5) 第42条第4項(1)、(2)、(3)、(4)、(6)もしくは(7)のいずれかの事由または第42条の2第3項に基づき会員資格を喪失したとき。

(6) 本規約に基づくクレジットカード取引に関し会員が当行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。

(7) 前各号のほか会員の信用状態に重大な変化が生じるなど、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第39条(当行からの相殺)

1. 本会員が、ショッピング、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、分割払手数料、リボルビング払いの手数料、遅延損害金、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い利用代金、利息、手数料、遅延損害金等の本規約に基づくクレジットカード取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息、手数料および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第40条(本会員からの相殺)

1. 本会員は、弁済期にある預金その他当行に対する債権と本規約に基づくクレジットカード取引から生じる一切の債務とを、その債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

2. 前項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

3. 第1項により相殺した場合における債権債務の利息、手数料および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。

第41条(相殺における充当の指定)

1. 当行から相殺する場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほか、当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、本会員はその指定に対して異議を述べる

ことはできません。

2. 本会員から相殺をする場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほか、当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。本会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
3. 本会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。第2項なお書き、または第3項によって、当行が指定する本会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第42条(退会および会員資格の喪失等)

1. 会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならぬものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。
2. 当行が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。
3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
4. 会員(8)のときは、(8)に該当する会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)、(5)、(7)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後には是正されない場合、(3)、(6)、(8)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。なお、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、本項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合でも、両社は何ら責任を負わないものとし、両社に損害が生じた場合には、会員がその責任を負うものとします。
 - (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 会員が約定支払額を約定支払日に払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
 - (3) 会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。
 - (4) 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないときと当行が判断したとき。
 - (5) 両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
 - (6) 会員が、第42条の2の暴力団員等もしくは第42条の2第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第42条の2第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第42条の2第1項の規定にもとづく表

明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、契約を継続することが不適切であると当行またはJCBが認める場合。

(7) お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止しまたは本会員に通知する事によりお支払い口座が強制解約されたとき。

(8) 相続の開始があったとき。

5. 本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。

6. 家族会員は、本会員が、両社所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

7. 本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

8. 第4項から第6項までの規定により会員が会員資格を喪失した場合には、当行は、当該会員への通知の有無にかかわらず、加盟店に当該会員のカードの無効を通知することができるものとします。また、会員資格を喪失した会員は、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、直ちにカードを返還するものとします。

9. 当行は、会員が会員資格を喪失していない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるとき、または会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。

10. 本条の規定の適用により、会員に損害が生じた場合でも、当行またはJCBは何ら責任を負わないものとします。また、当行またはJCBに損害が生じた場合には、会員がその責任を負うものとします。

第42条の2(反社会的勢力の排除)

1. 申込者または会員は、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

① 申込者または会員が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

② 申込者または会員が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤ 申込者もしくは会員または申込者もしくは会員が事業を営む場

合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 申込者または会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行またはJCBの信用を毀損し、または当行またはJCBの業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 申込者または会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、契約を締結すること、または契約を継続することが不適切であると当行またはJCBが認める場合には、当行またはJCBは、申込者の入会を拒絶し、または会員資格を喪失させることができるものとします。

4. 前条第5項、第7項、第8項及び第10項の規定は、前項に基づき会員が会員資格を喪失した場合にも適用させるものとします。

5. 第3項の規定の適用により申込者に損害が生じた場合でも、当行またはJCBは何ら責任を負わないものとします。また当行またはJCBに損害が生じた場合は、申込者はその責任を負います。

第43条(カードの紛失、盗難による責任の区分)

1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。

2. 第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当行またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当行またはJCBに提出した場合、当行は、本会員に対して当行またはJCBが届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 会員が第2条に違反したとき。
- (2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。
- (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。
- (4) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
- (5) 会員が当行の請求する書類を提出しなかったとき、または当行等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。
- (6) カード使用の際登録された暗証番号が使用されたとき(第7条第2項ただし書きの場合を除く。)
- (7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。
- (8) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第44条(偽造カードが使用された場合の責任の区分)

1. 偽造カード(第2条第1項に基づき両社が発行し当行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。)の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。

2. 第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または重大な過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。

第45条(費用の負担)

本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第46条(合意管轄裁判所)

会員は、会員と当行またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の所在地、当行の本店所在地、またはJCBの本社所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第47条(準拠法)

会員と両社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第48条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

第49条(会員規約およびその改定)

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

2014年4月改正

〈ご相談窓口〉

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー	JCBインフォメーションセンター
東京 0422-76-1700	大阪 06-6941-1700
福岡 092-712-4450	札幌 011-271-1411

3. 本契約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記にご連絡ください。

株式会社千葉銀行に対する本規約についてのお申し出、お問い合わせ、支払停止の抗弁に関する書面について

○株式会社千葉銀行

ちばぎんカードセンター

業務受託会社：ちばぎんジェーシーピーカード株式会社

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11

050-3386-1780

株式会社千葉銀行に対する個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談について

○株式会社千葉銀行 個人情報苦情・相談窓口

〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2

0120-31-7889

○株式会社ジェーシーピー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

0120-668-500

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供

○株式会社ジェーシーピー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス等の提供

<加盟個人信用情報機関>

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー(CIC)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階

電話番号0120-810-414

<http://www.cic.co.jp/>

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づき指定信用情報機関です。

●全国銀行個人信用情報センター(KSC)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※KSCは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。

●株式会社日本信用情報機構(JICC)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号0120-441-481

<http://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC	KSC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6カ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6カ月を超えない期間
③入会承認日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況、支払停止の抗弁申立有無	契約期間中および取引終了日から5年以内	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および完済日から5年を超えない期間
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告の日から5年を超えない期間	登録日から5年を超えない期間

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上記の他、KSCについては、不渡情報(第一回目不渡発生日から6カ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間)が登録されます。

※上記の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報は当該事実の発生日から1年を超えない期間が登録されます。

- 加盟個人情報情報機関と提携個人情報情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人情報情報機関	提携個人情報情報機関	登録情報
CIC	KSC、JICC	*
JICC	KSC、CIC	*
KSC	CIC、JICC	*

- * 提携個人情報情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。
- * 本契約について支払停止の抗弁の申立が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されます。

ショッピングリボ払いのご案内

1. 毎月のお支払い元金

		締切日(毎月15日)のご利用残高		
		10万円以下	10万円超10万円ごとに	
お 支 払 コ ー ス	全額コース	締切日(毎月15日)のご利用残高全額		
	定額コース	ご指定の金額(5千円以上1千円単位)*		
	残高スライド コース	標準コース	1万円	1万円加算
		短期コース	2万円	2万円加算

- * ザ・クラス、ゴールド、ビジネスカードをお持ちの会員の方は1万円以上1千円単位となります。
- * 指定する欄がない、もしくはご指定いただいていない場合(A)もしくは(B)となります。
- (A) 新規ご入会の場合は定額コース1万円とさせていただきます。
- (B) 新カードへのお切り替えの場合は、お切り替え前の設定元金が引き継がれます。

2. ショッピングリボ払いの手数料率

実質年率13.20%~15.00%

- * 上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。
- * 会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。

[初回のご請求]

実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

[2回目以降のご請求]

実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

3. お支払い例

・定額コース1万円、実質年率15.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合

(1) 8月10日のお支払い

- ①お支払い元金 10,000円
- ②ショッピングリボ払いの手数料 747円 (7万円×15.00%×26日÷365日)
- ③8月10日の弁済金 10,747円 (①+②)

(2) 9月10日のお支払い

- ①お支払い元金 10,000円
- ②ショッピングリボ払いの手数料 764円 (6万円×15.00%×31日÷365日)
- ③9月10日の弁済金 10,764円 (①+②)

4. 遅延損害金

年14.60%

5. ご利用可能枠

0～200万円

※上記以外のご利用可能枠の場合があります。

ショッピング分割払いのご案内

1. ショッピング分割払いの手数料率

実質年率12.00%～15.00% [月利1.00%～1.25%]

※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。

2. 支払回数表

実質年率15.00%の場合

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回
支払期間	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%
(現金価格(ショッピング利用代金)10,000円あたりのショッピング分割払いの手数料の額)	251円	378円	442円	700円	831円

支払回数	15回	18回	20回	24回
支払期間	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月
割賦係数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%
(現金価格(ショッピング利用代金)10,000円あたりのショッピング分割払いの手数料の額)	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合がございます。

3.お支払い例

実質年率15.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払でご購入の場合

A. 上表に基づくショッピング分割払いの手数料総額

$$100,000円 \times 7.00\% = 7,000円$$

B. 上表に基づく支払総額

$$100,000円 + 7,000円 = 107,000円^{*1}$$

C. 分割支払額(毎月の支払額)

$$107,000円 \div 10回 = 10,700円^{*2}$$

(ただし、初回10,518円^{*3}、最終回10,699円^{*4})

D. 支払総額

$$10,518円(初回) + 10,700円 \times 8(第2回 \sim 第9回) + 10,699円(最終回) = 106,817円$$

※1. 「D. 支払総額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)

※2. 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 分割支払額」を算出しています。

※3. 初回支払額は上記「C. 分割支払額」から月利で求めたショッピング分割払いの手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めたショッピング分割払いの手数料を加えた金額となります。

$$\text{月利計算のショッピング分割払いの手数料} \quad 100,000円 \times 1.25\% = 1,250円$$

$$\text{初回支払元金} \quad 10,700円 - 1,250円 = 9,450円$$

$$\text{日割計算のショッピング分割払いの手数料} \quad 100,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日 = 1,068円$$

(ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月10日まで)÷365日)

$$\text{初回支払額} \quad 9,450円 + 1,068円 = 10,518円$$

※4. 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差し引いた金額)とショッピング分割払いの手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 分割支払額」から月利で求めたショッピング分割払いの手数料を引いた金額となります。

<例、第2回>

$$\text{初回支払後残高} \quad 100,000円 - 9,450円 = 90,550円$$

$$\text{月利計算のショッピング分割払いの手数料} \quad 90,550円 \times 1.25\% = 1,131円$$

$$\text{第2回支払元金} \quad 10,700円 - 1,131円 = 9,569円$$

4.遅延損害金

(1) 分割支払金の支払を遅延した場合は、分割支払金のうち支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し年6.00%を乗じた額を超えない金額。

(2) 支払総額の残額の期限の利益を喪失した場合は((1)の場合を除く。)、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで年6.00%を乗じた金額。

5.ご利用可能枠

0～200万円

※上記以外のご利用可能枠場合があります。

JCBショッピング2回払いのご案内

締切日(毎月15日)の翌月10日と翌々月10日の2回に分けてお支払い
いただく方法です。

※海外ではご利用いただけません。

1.手数料

不要

2.お支払例

6月30日に10万円の商品を2回払いで購入した場合

【初回(8/10)のお支払い】5万円(うち、手数料0円)

【2回目(9/10)のお支払い】5万円(うち、手数料0円)

3.遅延損害金

年6.00%

4.ご利用可能枠

0～300万円

※上記以外のご利用可能枠場合があります。

JCBボーナス1回払いのご案内

お買い物の金額を、夏または冬のボーナス月に一括してお支払いいただく
方法です。

※取扱期間は加盟店により異なります。

	ご利用期間	お支払日*
夏	12月16日～6月15日	8月10日
冬	7月16日～11月15日	1月10日

※海外ではご利用いただけません。

※ご利用期間外は他の支払い方法をご選択ください。

*金融機関休業日の場合は翌営業日

1.手数料

不要

2.遅延損害金

年6.00%

3.ご利用可能枠

0～300万円

※上記以外のご利用可能枠場合があります。

※お持ちのカードの元金・手数料率・ご利用可能枠など詳しくは、カードご利用代金明細書およびMyJCBにてご確認いただけます。

※JCBカードを複数枚お持ちの場合、各カードにはそれぞれのご利用可能枠の設定がございますが、同一発行会社のカードにおいてご利用いただける金額の合計は、カードの設定金額のうちで最も高い金額の範囲内となります。なお、一部対象とならないカードがございます。また、一部の発行会社については、発行会社の異なる複数枚のカードをお持ちの場合でも、お持ちのカードの設定金額のうちで最も高い金額の範囲内とさせていただきます。

キャッシングサービスのご案内

<資金使途／自由(ただし、事業性資金は除く)>

名称	融資利率 (変動金利) (年利*1)	返済方式	返済期間/ 返済回数	担保
キャッシング 1回払い (国内・海外)	年利15.00%	元利一括払い	23~56日 (ただし暦による) ／1回	不要
JCB キャッシング リボ払い	年利 9.00%~ 15.00%*2	毎月元金定額払い ボーナス併用払い ボーナス月のみ 元金定額払い	利用残高および 返済方式に応じ、 返済元金と利息 を完済するまで の期間、回数。 <返済例>貸付 金額50万円で返 済元金1万円の 毎月元金定額払 いの場合、50カ 月／50回。	不要

*1.1年365日(うるう年は366日)による日割計算

●遅延損害金 (*1)年20.00%

*2.スーパーカード(年利9.00%~15.00%) ザ・クラス(年利14.10%)
その他のカード(年利15.00%)

※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2ヵ月後または3ヵ月後の約定支払日となる場合がございます(最大返済期間101日、ただし暦による。)

この場合であっても手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。

<繰上返済方法>

	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い *1	キャッシング 1回払い (国内・海外)	キャッシング リボ払い	
1.ATMによる ご返済	○	×	×	○	当社のATMおよび提携金融機関のATM等から入金して返済する方法
2.口座振替による ご返済	○	○	×	○	事前に当社に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
3.口座振込で のご返済	○	○	○	○	事前に当社に申し出のうえ、当社指定口座への振込により返済する方法
4.持参による ご返済	○	○	○	○	当社に現金を持参して返済する方法

*1.全額繰上返済のみとなります。

※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。

※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし（キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。）、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

※海外キャッシング1回払いについては、国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、海外キャッシング1回払いのご利用日から、JCBに売上票が到着する日まで日数がかかる場合があります。この場合、JCBに売上票が到着するまで、本会員は繰上返済することができません。

取扱会社：株式会社千葉銀行
〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2
TEL 050(3386)1780

クレジットカード・保証委託約款

第1条(委託の範囲)

1. 私がクレジットカードの申込みを行うにあたり、保証会社(JCBカードを選択した場合はちばぎんジェーシーピーカード株式会社、DCカードを選択した場合はちばぎんディーシーカード株式会社(以下「保証会社」という。))に委託する債務保証の範囲は、株式会社千葉銀行(以下「銀行」という。)および株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」という。)または三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)所定のクレジットカード会員規約(以下「会員規約」という。)ならびに銀行およびJCBまたは銀行および三菱UFJニコス所定の会員規約に付帯する特約・規定等(これらの特約・規定等と会員規約を総称して、以下「会員規約等」という。)にもとづき私が銀行に対し負担する、利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務とし、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、これにもとづいて銀行がクレジットカードを発行したときに成立するものとします。
3. 前項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。

第2条(債務の弁済)

私は、保証会社の保証により銀行からクレジットカードの発行を受けるにあたり、この約定のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。

第3条(保証の解約)

1. 会員規約等または本契約にもとづく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、保証会社の本契約にもとづき決定した保証を解約されても異議ありません。
2. 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、保証会社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
3. 第1項により保証を解約された場合でも、私が会員規約にもとづき、既に利用したクレジットカード取引から生じた一切の債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第4条(代位弁済)

1. 保証会社が銀行から保証履行を求められた場合、私は、保証会社が私および連帯保証人に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、会員規約等および本契約の各条項が適用されるものとします。

第5条(求償権)

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちに保証会社に支払います。

- (1) 前条により保証会社が代位弁済した全額。
- (2) 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- (3) JCBカードを選択した場合、上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.6%の割合による遅延損害金。
- (4) DCカードを選択した場合、上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.56%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。
- (5) JCBカードを選択した場合、保証会社が私に対し、上記(1)(2)(3)の金額を請求するために要した費用の総額並びに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.6%の割合による遅延損害金。
- (6) DCカードを選択した場合、保証会社が私に対し、上記(1)(2)(4)の金額を請求するために要した費用の総額並びに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.56%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。

第6条(求償権の事前行使)

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。

- (1) 銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
- (2) 保全処分、強制執行、競売の申立があったとき、または破産手続開始、民事再生手続開始等、法的債務整理開始の申立があったとき。
- (3) 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 会員規約等または本契約の条項に違反したとき。
- (5) その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、私は民法第461条にもとづく抗弁権を主張しません。

第6条の2(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 私が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 私が事業を営む場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を

加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤私または私が事業を経営する場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は保証会社からの請求によって、保証会社が保証している金額について予め求償債務を負い、直ちに弁済します。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、保証会社は何らの責任を負わないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合は、私は、その責任を負います。

第7条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議はありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条(通知義務)

1. 私の財産、経営、職業、地位、業況等について保証会社から求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
2. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、直ちに通知し保証会社の指示に従います。
3. 私および連帯保証人の氏名、住所、勤務等の事項に変更があった場合、私は、直ちに保証会社に届出ます。
4. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私または連帯保証人の届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第9条(担保・保証人)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ一切異議を申し立てません。

第10条(公正証書の作成)

私は、保証会社から請求があるときは、直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手续をします。

第11条(管轄裁判所の合意)

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第12条(約款の変更)

この約款の内容は、保証会社と銀行との間の保証に関する契約書が改正されたときは、別段の定めがある場合を除きこれによって当然に変更されるものとします。

第13条(準拠法)

私と保証会社との間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第14条(業務委託)

私は、銀行または保証会社が本約款に定める事務等をJCBまたは三菱UFJニコスに業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

(個人情報収集・保有・利用等に関する条項)

1. 個人情報の収集・保有・利用

私は、保証会社が行う与信判断および与信後の管理のため、私および家族会員(以下併せて「会員等」という。)の以下の情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ①氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)など入会申込時や入会後にお届けいただいた事項及びご申告いただいた事項
- ②入会申込日、入会承認日、ご利用可能枠など会員規約に基づくカード取引契約に関する事項
- ③会員等のカードご利用・お支払い状況
- ④会員等に申告いただいた資産、負債など、保証会社が収集したクレジット利用・支払履歴
- ⑤会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑥犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項
- ⑦官報情報等、公開情報

2. 個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)への登録・利用

- (1) 私は、保証会社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という。)に保証会社が照会し、私の個人情報(破産等の官報情報、電話帳記載の情報等を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法により、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2) 私は、私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、また、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。なお、割賦販売法および貸金業法により、それ以外の目的には利用しません。

【株式会社シー・アイ・シー (CIC)】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、支払停止の抗弁申立有無等	契約期間中および契約終了後5年以内
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から6ヶ月間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

株式会社シー・アイ・シー (CIC) が相互に提携している信用情報機関は、全国銀行個人信用情報センター (KSC) および株式会社日本信用情報機構 (JICC) となります。

- (3) 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の住所、問合せ電話番号、ホームページアドレス、加盟企業の概要は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知いたします。

【保証会社が加盟する信用情報機関】

株式会社シー・アイ・シー (CIC) TEL 0120-810-414

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

<http://www.cic.co.jp>

【主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関】

※株式会社シー・アイ・シー (CIC) は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

[保証会社が加盟する個人情報情報機関が提携する提携信用情報機関]

①全国銀行個人情報センター(KSC) TEL 03-3214-5020
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

[主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報機関]

②株式会社日本信用情報機構(JICC) TEL0120-441-481
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

<http://www.jicc.co.jp/>

[主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報機関]

※上記の各信用情報機関の規約、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各信用情報機関のホームページに記載されております。

3. 個人情報の開示・訂正・削除

会員等は、保証会社および上記2.に記載する加盟個人情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正または削除に応じます。

4. 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、上記1.及び2.(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されることに同意します。ただし、それ以外に利用されることはありません。

5. 本条項に不同意の場合

保証会社は、会員等が本申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証をお断りすることや保証を中止する場合があります。

6. 問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・削除等に関しましては、下記にご連絡ください。

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11

ちばぎんジェーシーピーカード株式会社

電話番号043-225-2611

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11

ちばぎんディーシーカード株式会社

電話番号043-225-8411

以上

ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約

私は保証会社（ちばぎんスーパーカードでJCBカードを選択した場合はちばぎんジェーシービーカード株式会社、DCカードを選択した場合はちばぎんディーシーカード株式会社（以下「保証会社」という。））の保証にもとづき、ちばぎんスーパーカード専用の附帯機能として株式会社千葉銀行（以下「銀行」という。）の当座勘定利用による当座貸越取引（ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス取引（以下「バックアップサービス取引」という。））をするについて、次の各条項を約定します。また、私は銀行が本契約締結の事実および貸越極度額のみを情報を株式会社ジェーシービー（JCBカードを選択した場合）または三菱UFJニコス株式会社（DCカードを選択した場合）に提供し、前2社が当該情報を保有することに同意します。

第1条(取引方法)

- 1.本契約によるバックアップサービス取引は、銀行の本支店のうちいずれか1か店のみで開設できるものとします。
- 2.バックアップサービス取引は、ちばぎんスーパーカードを使用しない自動融資（第18条による取引方法）の利用による当座貸越取引の専用口座とし、小切手、手形の振出しあるいは引受けは行いません。
- 3.バックアップサービス取引にもとづく当座貸越は自動融資により発生し、また入金することにより減少します。
- 4.ちばぎんマイアクセス利用による随時の入金を行う場合は、別に定めるちばぎんマイアクセス利用規定によるものとします。

第2条(契約期限)

- 1.本契約の期限は、契約日の1年後の応当日の属する月の末日とします。ただし、契約期限の前日までに銀行あるいは私のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この期限はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2.契約期限の前日までに銀行あるいは私から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
 - (1) 契約期限の翌日以降本契約による当座貸越は受けません。
 - (2) 当座貸越元利金は、本契約の各条項に従い弁済し、当座貸越元利金が完済した日に本契約は当然に解約されるものとします。
 - (3) 契約期限に当座貸越元利金がない場合は、契約期限の満了をもって本契約は当然に解約されるものとします。

第3条(貸越極度額)

- 1.本契約の貸越極度額は表記のとおりとします。なお、銀行がこの極度額を超えて当座貸越を行った場合も、私はこの約定により債務を負担します。
- 2.銀行は前項にかかわらず、本契約の貸越極度額を変更できるものとします。この場合は、銀行は変更後の貸越極度額および変更日を私あてに通知するものとします。

第4条(貸越金利息・損害金等)

- 1.本契約による当座貸越金の利息は付利単位100円とし毎月銀行所定の日、銀行の定める利率・方法により算出するものとし、計算の都度第1条第3項にかかわらず、当座貸越口座残高に組入れることに同意しま

す。また、銀行が現金による利息の支払を請求したときは、直ちにこれに応じます。

- 2.銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年19.8%の割合による損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。
- 3.金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率および損害金の割合を一般的に行われる程度のものに変更することが出来るものとします。銀行はこの変更の内容を銀行の本支店に掲示するものとします。
- 4.保証会社の保証にかかわる保証料は、銀行の負担とします。
- 5.銀行が特に私に対して優遇利率を適用した場合には、私に通知することなく銀行はいつでもその優遇利率を変更し、または優遇利率の適用を中止することができるものとします。

第5条(約定弁済・任意弁済)

- 1.本契約にもとづく毎月の弁済は借入要項記載の日(銀行休業日の場合は翌営業日とし、以下「約定返済日」という。)に、前月約定返済日(銀行休業日の場合は翌営業日)現在貸越残高がありかつ引き続き約定返済日前日に貸越残高があるものが対象となり、約定返済日前日現在の当座貸越残高につき下記のとおり弁済します。ただし、約定返済日前日現在の当座貸越残高が下記の約定弁済額に満たないときは、当座貸越残高の全額を弁済します。

約定返済日前日現在の貸越残高	約定返済金額
50万円以下	1万円
50万円超100万円以下	2万円
100万円超200万円以下	3万円

- 2.前項による約定弁済のほか、当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を弁済することもできるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。なお、入金額が当座貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額について表記の私名義の指定預金口座(以下「指定預金口座」という。)に入金するものとします。
- 3.前2項以外による弁済は、原則として行わないものとします。

第6条(弁済方法)

- 1.前条第1項による当座貸越金の弁済にあたっては、指定預金口座から引落しのうえ充当してください。この場合、普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書の提出はいたしません。なお、万一預け入れが遅延した場合にも預け入れ後いつでも約定弁済額に第4条第2項の損害金を加えた額(以下「弁済額相当額」という。)について同様の取扱いを行ってください。
- 2.指定預金口座の残高が約定弁済額または弁済額相当額に満たないときは、銀行はその一部の弁済にあてる取扱いはせず、その全額について期限に弁済がないものとします。この場合、約定弁済額または弁済額相当額が弁済されるまで当座貸越の利用を一時中止されても異議ありません。

第7条(諸費用の引落し)

- 1.本契約の締結に関し、私が負担すべき印紙代等の費用は銀行所定の日、方法により第1条第3項にかかわらず当座貸越口座から引落しのうえ費用の支払いにあてることができるものとします。
ただし、印紙代については銀行が認めた場合に限り、銀行所定の日に指定預金口座から小切手または通帳および請求書なしで引き落としのうえ、支払いにあてることができるものとします。

第8条(期限前の全額弁済義務)

- 1.私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催促等がなくても、当然に当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。なお、この場合銀行からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議はありません。
 - (1)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3)私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4)第5条第1項の約定弁済を遅延し書面等により督促しても翌々月の弁済日までに弁済額相当額を弁済しなかったとき。
 - (5)保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - (6)住所変更の届け出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明となったとき。
 - (7)相続の開始があったとき。
 - (8)ちばぎんスーパーカードの会員規約にもとづき、期限の利益を失ったとき。
- 2.私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行の請求によって当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。
 - (1)私が銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - (2)私が銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。
 - (3)この取引に関し私が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (4)ちばぎんスーパーカードの会員資格を喪失したとき。
 - (5)前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第8条の2(反社会的勢力の排除)

- 1.私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると

認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤私または私が事業を営む場合であつて経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2.私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3.私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求があり次第、当座貸越元利金全額について弁済期が到来するものとし、直ちに当座貸越元利金全額を弁済します。

4.前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、銀行は何らの責任を負わないものとし、また、銀行に損害が生じた場合は、私は、その責任を負います。

第9条(解約等)

1.第8条各号の事由があるときは、いつでも銀行は当座貸越を中止または本契約を解約することができるものとし、

2.前条の規定により、当座貸越元利金全額の弁済がなされたときに、本契約は解約され、失効するものとし、

3.本契約による当座貸越取引が終了した場合には、直ちに当座貸越元利金を弁済します。

4.本契約による契約期限前に当座貸越取引を解約する場合で当座貸越元利金があるときは直ちにその全額を弁済します。

5.ちばぎんスーパーカードを退会する場合は、第2条の契約期限にかかわらず当座貸越取引は当然に終了するものとし、当座貸越元利金があるときは直ちにその全額を弁済のうえ、本契約を解約するものとし、

第10条(相殺払戻充当)

1.本契約の定めによって当座貸越元利金を弁済しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも銀行は相殺することができます。

2.前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり預金の払戻しを受け、本契約による債務の弁済に充当することもできます。この場合、銀行は私に対して充当した結果を通知するものとし、

3.前2項によって相殺または払戻充当をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとし、

第11条(借主からの相殺)

1. 弁済期にある私の預金その他の債権とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。
2. 前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出します。
3. 私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第12条(充当の指定)

1. 弁済または第10条による相殺または払戻充当の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して異議を述べることができないものとします。
2. 第11条により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
3. 私が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
4. 第2項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
5. 前2項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、銀行はその順序方法を指定することができます。

第13条(危険負担・免責条項等)

1. 私が銀行に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。なお、証書等の紛失、滅失、または損傷が銀行の責めに帰すことのできない事情による場合には、銀行の請求によって代りの証書等を差し入れます。
2. 当座貸越金支払請求書、諸届その他の書類の印影または署名、暗証を私の届け出た印鑑または署名、暗証に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類、印鑑等につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、銀行にはなんらの請求をしません。
3. 私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、および私の権利を保全するため銀行の協力を依頼した場合に要した費用は、私が負担します。

第14条(届け出事項の変更)

1. 氏名、住所、職業(勤務先)、印鑑、電話番号その他届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出をします。この届け出の前に生じた損害は私の負担とし銀行にはなんらの請求をしません。なお、住所の変更について当行所定の方法により届け出た場合には、書面による届け出を省略できるものとします。

- 2.私が前項の届け出を怠ったために、銀行からなされた通知または送付された書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとされても異議はありません。

第15条(報告・調査)

- 1.銀行から財産、債務、経営、業況、収入等について、資料の提供または報告を求められたときには直ちに応じます。
- 2.財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化が生じる恐れがあるときは銀行に報告します。

第16条(契約の変更)

- 1.本契約の内容を変更する場合(第4条第3項により利率及び損害金の割合が変更される場合を除く。)、銀行はあらかじめ変更内容および変更日を銀行本支店に掲示するかまたは書面で私に通知するものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容により本契約を履行します。

第17条(合意管轄)

- 1.本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店または表記の銀行取扱い店の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

第18条(自動融資取引)

- 1.自動融資を利用する場合には、上記のちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約の各条項のほか次の各条項が適用されるものとします。
- 2.ちばぎんスーパーカード・バックアップサービス申込書(兼当座貸越契約書)により届け出た指定預金口座が、銀行所定の預金口座振替契約による引落とし口座に指定されている場合、その預金口座振替の請求金額が指定預金口座の支払可能預金残高(指定預金口座に総合口座取引規定にもとづく当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる金額を支払可能預金残高に含む。)を超えると、銀行は当座貸越口座から第3条に定める貸越極度額の範囲内で自動的にその不足金相当額の当座貸越(この当座貸越を以下「自動融資」という。)を行い、指定預金口座に入金するものとします。なお、第5条および第6条に定める約定弁済金、第7条の諸費用の支払いのほか銀行との融資取引に関し私の負担する債務の弁済金の自動引落とし、預金の払戻し、預金間の振替・送金については、自動融資の対象としません。
- 3.指定預金口座に対して、同日に数件の預金口座振替の請求があり、その合計額が前項により自動融資のできる額を超える場合は、そのいずれの預金口座振替請求額相当分を自動融資するかは銀行の任意とします。
- 4.指定預金口座への自動融資による入金(当座貸越口座からの当座貸越)と同日付での現金・振込および振替による指定預金口座への入金があった場合は、銀行は前者を優先して指定預金口座の支払可能預金残高不足に充当する取扱いとしても異議はありません。

(個人信用情報機関の登録等)

- 1.私は、下記のそれぞれの表に定める個人情報(その履歴を含む。)が銀行が加盟する各個人信用情報機関に登録され、各機関および各機関と提

携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則および割賦販売法により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

【全国銀行個人信用情報センター（KSC）】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

【株式会社シー・アイ・シー（CIC）】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、支払停止の抗弁申立有無等	契約期間中および契約終了後5年以内
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から6ヶ月間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

全国銀行個人信用情報センター(KSC)および株式会社シー・アイ・シー(CIC)が相互に提携している個人信用情報機関は株式会社日本信用情報機構(JICC)となります。

2.個人信用情報機関およびその提携する個人信用情報機関の住所、問合せ電話番号、ホームページアドレス、加盟企業の概要は次のとおりです。

①銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター(KSC)

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー(CIC)

<http://www.cic.co.jp>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階

TEL 0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

②上記各機関と提携する個人信用情報機関

株式会社日本信用情報機構(JICC)

<http://www.jicc.co.jp/>

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

TEL 0120-441-481

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

3.私は、第1項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

4.個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行ないます(銀行ではできません。)

以 上

バックアップサービス保証委託約款

第1条(委託の範囲)

1. 私が保証会社(ちばぎんスーパーカードでJCBを選択した場合はちばぎんジェーシーピーカード株式会社、DCカードを選択した場合はちばぎんディーシーカード株式会社(以下「保証会社」という。))に委託する債務保証の範囲は、私と株式会社千葉銀行(以下「銀行」という。)との間のちばぎんスーパーカード・バックアップサービス契約(以下「原契約」という。)にもとづき、私が銀行に負担する当座貸越金、利息、損害金、その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、本契約にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行の間で原契約が締結したときに成立するものとします。
3. 本契約にもとづく保証委託の有効期間は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約にもとづく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条(債務の弁済)

私は、保証会社の保証により銀行から融資を受けるについては、この約定のほか、私と銀行との間に締結する当座貸越契約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。

第3条(保証の解約)

1. 原契約または本契約にもとづく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、保証会社が本契約にもとづき決定した保証を解約されても異議ありません。
2. 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、保証会社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
3. 第1項により保証を解約された場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第4条(代位弁済)

1. 保証会社が銀行から保証履行を求められた場合、私は、保証会社が私および連帯保証人に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第5条(求償権)

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちに保証会社に支払います。

- (1) 前条により保証会社が代位弁済した全額。
- (2) 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。

- (3) JCBカードを選択した場合、上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.6%の割合による遅延損害金。
- (4) DCカードを選択した場合、上記(1)(2)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年14.56%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。
- (5) JCBカードを選択した場合、保証会社が私に対し、上記(1)(2)(3)の金額を請求するために要した費用の総額並びに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.6%の割合による遅延損害金。
- (6) DCカードを選択した場合、保証会社が私に対し、上記(1)(2)(4)の金額を請求するために要した費用の総額並びに後記第6条の権利行使に要する費用およびこれらに対する完済日までの間の年14.56%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金。

第6条(求償権の事前行使)

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
 - (1) 銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - (2) 保全処分、強制執行、競売の申立があったとき、または破産手続開始、民事再生手続開始等、法的債務整理開始の申立があったとき。
 - (3) 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 原契約または本契約の条項に違反したとき。
 - (5) その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、私は民法第461条にもとづく抗弁権を主張しません。

第6条の2(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 私が事業を経営する場合であって、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 私または私が事業を経営する場合であって経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または私が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は保証会社からの請求によって、保証会社が保証している金額について予め求償債務を負い、直ちに弁済します。

4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合でも、保証会社は何らの責任を負わないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合は、私は、その責任を負います。

第7条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議はありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条(通知義務)

1. 私の財産、経営、職業、地位、業況等について保証会社から求められた場合、私は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。

2. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、直ちに通知し保証会社の指示に従います。

3. 私および連帯保証人の氏名、住所、勤務等の事項に変更があった場合、私は、直ちに保証会社に届出ます。

4. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私または連帯保証人の届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第9条(担保・保証人)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ一切異議を申し立てません。

第10条(公正証書の作成)

私は、保証会社から請求があるときは、直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手續をします。

第11条(管轄裁判所の合意)

私は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第12条(約款の変更)

この約款の内容は、保証会社と銀行との間の保証に関する契約書が改正されたときは、別段の定めがある場合を除きこれによって当然に変更されるものとします。

第13条(準拠法)

私と保証会社との間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第14条(業務委託)

私は、銀行または保証会社が本約款に定める事務等をJCBまたは三菱UFJニコスに業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

(個人情報の収集・保有・利用等に関する条項)

1.個人情報の収集・保有・利用

私は、保証会社が行う与信判断および与信後の管理のため、私および家族会員(以下併せて「会員等」という。)の以下の情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ①氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)など入会申込時や入会後にお届けいただいた事項及びご申告いただいた事項
- ②入会申込日、入会承認日、ご利用可能枠など会員規約に基づくカード取引契約に関する事項
- ③会員等のカードご利用・お支払い状況
- ④会員等に申告いただいた資産、負債など、保証会社が収集したクレジット利用・支払履歴
- ⑤会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑥犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項
- ⑦官報情報等、公開情報

2.個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)への登録・利用

- (1)私は、保証会社が加盟する個人信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という。)に保証会社が照会し、私の個人情報(破産等の官報情報、電話帳記載の情報等を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法により、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
- (2)私は、私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、また、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。なお、割賦販売法および貸金業法により、それ以外の目的には利用しません。

【株式会社シー・アイ・シー (CIC)】

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等記号番号等本人を特定するための情報等	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報等 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、支払停止の抗弁申立有無等	契約期間中および契約終了後5年以内
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から6ヶ月間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内

株式会社シー・アイ・シー (CIC) が相互に提携している信用情報機関は、全国銀行個人信用情報センター (KSC) および株式会社日本信用情報機構 (JICC) となります。

- (3) 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の住所、問合せ電話番号、ホームページアドレス、加盟企業の概要は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知いたします。

【保証会社が加盟する信用情報機関】

株式会社シー・アイ・シー (CIC) TEL 0120-810-414

〒160-8375東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

<http://www.cic.co.jp>

【主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関】

※株式会社シー・アイ・シー (CIC) は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

[保証会社が加盟する個人情報情報機関が提携する提携個人情報機関]

①全国銀行個人情報センター(KSC) TEL 03-3214-5020
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

[主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報機関]

②株式会社日本信用情報機構(JICC) TEL0120-441-481
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

<http://www.jicc.co.jp/>

[主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報機関]

※上記の各個人情報機関の規約、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各個人情報機関のホームページに記載されております。

3.個人情報の開示・訂正・削除

会員等は、保証会社および上記2.に記載する加盟個人情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は、速やかに訂正または削除に応じます。

4.本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、上記1.及び2.(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されることに同意します。ただし、それ以外に利用されることはありません。

5.本条項に不同意の場合

保証会社は、会員等が本申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証をお断りすることや保証を中止する場合があります。

6.問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・削除等に関しましては、下記にご連絡ください。

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11

ちばぎんジェーシーピーカード株式会社

電話番号043-225-2611

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11

ちばぎんディーシーカード株式会社

電話番号043-225-8411

以上

ちばぎんキャッシュカード規定(個人用)

第1条(カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)、スーパー貯蓄預金および貯蓄預金20万円型について発行したちばぎんキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)はそれぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預金機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金、スーパー貯蓄預金または貯蓄預金20万円型(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行の自動振込機(振込みを行うことができる現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) 当行所定の支払機を使用して他の預金に振替をする場合。
- (5) 総合口座取引の普通預金について発行したちばぎんキャッシュカードにより、総合口座の定期預金(以下「定期預金」といいます。)の払戻しをする場合および定期預金の満期時における解約を予約する場合。
- (6) その他当行所定の取引をする場合。

第2条(預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲とします。

第3条(支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード(またはカードと通帳)を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による預金の払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲とします。

なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。

- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4) 当行の支払機を使用して定期預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードおよび通帳を

挿入し、届出の暗証および金額等を正確に入力してください。(カードのみでの払戻しは、できません。)

1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とし、払戻金は総合口座の普通預金に入金いたします。

なお、不適切なカードの使用または当行が必要と認めた場合等は、払戻しを停止させていただく場合があります。

第4条(振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第5条(支払機による他預金への振替)

- (1) 支払機を使用して振替資金を預金口座からの振替により払戻し、他の預金へ振替えをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードと振替先口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。

この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

ただし、当行の支払機を使用して定期預金を払戻すと同時に総合口座の普通預金へ振替えをする場合には、本条項によらず、第3条第2項の手続によるものとします。

- (2) 支払機による振替は、1円単位とし1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行所定の範囲内とします。

第6条(自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金の預入れをする場合、および支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機、支払機および振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

- (2) 前項(1)の自動機利用手数料は、預入れ時または預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

- (3) 支払機または振込機を使用してスーパー貯蓄預金の払戻しをする場合(第8条第2項により当行本支店の窓口でカードによりスーパー貯蓄預金の払戻しをする場合を含みます。)、当該スーパー貯蓄預金の払戻し(通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。)が毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえる場合には、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定(スーパー貯蓄預金)に定める払戻回数超過手数料をいただきます。

- (4) 前項の払戻回数超過手数料は、1か月分をとりまとめ当行所定の日に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。

- (5) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

第7条(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人による定期預金の払戻しはできません。

第8条(預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名(署名)、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第9条(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預け入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口提出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

第10条(カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年

月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第11条(偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第12条(盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第13条(カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
- (2) 暗証および代理人カードを発行している場合の代理人カードの暗証は、前項によるほか、預金機、提携先の支払機および振込機(以下「自動機」といいます。)を使用して変更することができます。当行が自動機を使用して変更できる届出事項を追加するときは、あらかじめその旨および取扱開始の日時を店頭に掲示するものとし、また取消するときも同様にお知らせします。
- (3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、自動機を使用するものとします。

第14条(カードの再発行)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カートを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第15条(カードの暗証の利用)

普通預金について発行したちばぎんキャッシュカードの届出の暗証は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行がホームページ上で提供するインターネット経由の「ちばぎんマイアクセス」の申込サービスにより、「ちばぎんマイアクセス」の申込みを行う場合。
なお、「ちばぎんマイアクセス」とは、契約者ご本人が電話機・パーソナルコンピュータ等を通じて、電話やインターネット等により振込・振替等の取引を行うことのできるサービスをいいます。
- (2) その他当行所定の取引をする場合。

第16条(預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第17条(解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。
なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用、第18条の規定に違反した場合など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。
この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 18条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第18条(譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第19条(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定(スーパー貯蓄預金)、貯蓄預金規定(貯蓄預金20万円型)および振込規定により取扱います。

第20条(規定の変更)

この規定を変更する時は、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更規定が発効するものとするお取扱いをさせていただきます場合があります。

(平成17年12月改正)

ICカード特約

1. (特約の適用範囲)

ICカードとは、ICチップで取引ができるキャッシュカード又はローンカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

この特約は、「ちばぎんキャッシュカード規定」または「ローンカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとします。

2. (ICカードの利用)

(1) ICカードの利用は、以下の現金自動支払機(現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)で利用できます。

- ・当行の支払機のうちIC対応している支払機
- ・ICチップによる取引を提携している提携先(当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等)の支払機で「IC対応」している支払機

(2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機の利用は磁気ストライプが併載されているICカードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

3. (1日あたりの利用限度額)

ICチップによる取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。

4. (故障等の対応)

前記2. (1)に規定されたIC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が生じた場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

5. (発行手数料)

ICキャッシュカードの発行については、当行所定の手数料をいただきます。ただし、ICローンカードについては無料といたします。

以上
(平成22年9月改正)

生体認証特約

1. (特約の適用範囲)

生体認証とは、あらかじめICカード内に登録された、お客さまの生体情報(指静脈情報)をパターン化した生体認証情報(以下「生体情報(指静脈パターン)」といいます)と、来店したお客さまの指の静脈パターンを照合して本人確認を実施する方法をいいます。ICカードのうち生体認証機能を搭載したものを「生体認証対応ICカード(以下「生体対応ICカード」といいます)」といいます。

この特約は、生体認証による取引を行うにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「ちばぎんキャッシュカード規定」、「ローンカード規定」及び「ICカード特約」の一部を構成するとともに同規定及び同特約と一体として取り扱われるものとします。

2. (生体認証対象口座)

- (1) 生体対応ICカードは、当行所定の預金口座または当座貸越口座(以下「生体認証対象口座」といいます)についてのみ利用できます。
- (2) 当行に生体認証対象口座を登録または削除する場合は、当行所定の書面により届け出てください。

3. (生体情報の登録)

- (1) 生体認証取引は、当行所定の方法で生体対応ICカードの交付を受けた後、当行国内本支店窓口にて当行所定の方法で生体対応ICカード上のICチップ内に生体情報(指静脈パターン)を、生体認証情報として登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。
- (2) お客様の生体情報(指静脈パターン)は、お客様が所持する生体対応ICカード上のICチップ内に暗号化して保管し、銀行のシステムや端末等には保管いたしません。

4. (生体認証の利用)

- (1) 生体対応ICカードは、生体情報登録の有無及び現金自動支払機の種類に応じて、「生体認証取引」「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが併載されている場合)」の3通りの取引があります。
- (2) 「生体認証取引」は、生体情報登録済みの生体対応ICカードで、IC対応している現金自動支払機のうち生体認証に対応している支払機及び窓口を設置した認証装置において利用できます。
- (3) 「生体認証取引」は、暗証の入力による認証に加え、生体情報(指静脈パターン)の照合を行い、その同一性を確認した上で、払戻し、振込、振替、借入、各種照会、諸届、暗証の変更その他当行所定の取引を行います。
- (4) 生体情報登録済みの生体対応ICカードを、生体認証に対応していないIC対応の支払機で利用した場合、また、生体情報未登録の生体対応ICカードを、生体認証対応している支払機で利用した場合は、「生体認証によらないICチップによる取引」となります。
- (5) 生体情報登録済みの生体対応ICカードであっても、IC対応していない支払機で利用した場合、「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが

併載されている場合)」となります。

(6) 生体対応ICカードのICチップ上に保管された生体情報(指静脈パターン)は、本人確認以外の目的では利用いたしません。

5. (生体情報(指静脈パターン)の変更・削除)

登録された生体情報(指静脈パターン)の変更、削除を行う場合は、当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。当行は本人確認等、所定の手続きを行った上で、変更、削除を行います。

6. (カードの更新または再発行時の生体情報に関わる手続)

カードの更新や再発行により、新たな生体対応ICカードが発行された場合、古いカードは返却するとともに、すみやかに前記4.により、生体情報の登録を行ってください。

7. (1日あたりの利用限度額)

生体認証による取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。

なお、生体対応ICカードは、「生体認証取引」「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが併載されている場合)」それぞれに1日あたりの限度額が設定され、「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引(磁気ストライプが併載されている場合)」について限度額を変更または取引を停止することができます。

8. (代理人)

当行所定の手続により、代理人カード(法人副カードを含む)を発行することができます。(ただし、ローンカードは代理人カードは発行できません。)代理人が生体認証取引を行う場合、代理人の生体情報(指静脈パターン)を登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人または代理人の本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。当行が代理人の確認を相応の注意を持って行ったうえは、本人が指定された正式な代理人として、当行は生体情報(指静脈パターン)の登録をいたします。

9. (個人情報取扱の同意)

生体認証の申込者及び申込者の代理人は、当行が生体認証による本人確認を行うため、下記の場合に、自己の生体情報(指静脈パターン)を生体対応ICカード上のICチップ内に保管し、利用することに同意するものとします。

- ・ ICチップに生体情報(指静脈パターン)を登録する場合、またその情報を変更、削除、確認する場合
- ・ 対象口座の預金等に関し、当行が認められた払戻し、振込、振替、借入、各種照会、諸届、暗証の変更その他当行所定の取引をする場合

以上

ちばぎんデビットカードサービス規定

1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、デビットカード(当行がちばぎんキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)その他当行所定のキャッシュカード。以下「カード」といいます。)を提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落とし(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。)によって支払う取引(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定により取扱います。

- ①日本デビットカード推進協議会(以下「協議会」といいます。)所定の加盟店規約(以下「規約」といいます。)を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)
- ②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人
- ③規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人また個人

2. (利用方法等)

- (1)カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカード端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3)次の場合には、デビットカード取引を行なうことはできません。
 - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ③役務が、加盟店がデビットカード取引を行なうことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
- (4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ①1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた利用限度額を超える場合
 - ②当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合

- (5) カードによるデビットカード機能をご希望されない場合は、デビットカードの機能を停止することもできます。機能の停止をご希望の場合は、当行所定の方法により当行に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 当行がデビットカード取引を行なうことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。

3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金の引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落とされた預金相当額の金額の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合は、キャッシュカード規定を準用します。ちばぎんキャッシュカード規定の準用にあたっては、次のとおり各規定を読み替えます。ちばぎんキャッシュカード規定第7条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第9条(法人キャッシュカードの場合は同規定第8条)中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第11条(法人キャッシュカードの場合は同規定第10条)第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第12条(法人キャッシュカードの場合は同規定第11条)中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。

以 上

(平成19年12月改正)

ちばぎんスーパーカード一体型カード特約(JCB)

第1条(本特約の目的)

本特約は、株式会社千葉銀行(以下「当行」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が発行する「ちばぎんスーパーカード・キャッシュ一体型カード」(以下「本カード」という。)の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。

第2条(本カードの発行・貸与)

- 1.本カードのお申込みは個人の方のみとし、以下のいずれかの場合に発行されるものとします。また、お申込みは当行およびJCBからお届住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。
 - (1)当行と普通預金取引のある方が、当行およびJCBが別に定める「JCB CARD会員規約」(以下「クレジットカード規約」という。)および当行のキャッシュカード規定(以下「キャッシュカード規定」という。)ならびに本特約を承認のうえ、クレジットカード規約第1条に定義する本会員(以下「本会員」という。)となる旨の申込みをするとともに本カードの発行の申込みをし、これに対し当行およびJCB(以下「両社」という。)が承認した場合。
 - (2)キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けている方が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本会員となる旨の申込みをするとともに本カードの発行の申込みをし、これに対し両社が承認した場合。
 - (3)クレジットカード規約を承認のうえ両社にかかるクレジットカードの貸与を受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込みをし、これに対し両社が承認した場合。
 - (4)キャッシュカード規定を承認のうえ当行発行にかかるキャッシュカードの貸与を受けており、かつクレジットカード規約を承認のうえ両社にかかるクレジットカードの貸与も受けている本会員が、クレジットカード規約およびキャッシュカード規定ならびに本特約を承認のうえ、本カードの発行の申込みをし、これに対し両社が承認した場合。
- 2.前項にもとづいて発行される本カードの所有権は当行に帰属するものとし、当行は前項各号による承認をした方に対し、本カードを貸与するものとします。(以下、本項にもとづいて本カードの貸与を受けた方を「一体型会員」という。)なお、本カード上には、会員氏名・JCBカード会員番号・JCBカードの有効期限・銀行口座番号等が表示されています。
- 3.第1項各号の申込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能(「キャッシュカード規定」に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」という。)が対応する普通預金口座を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の決済口座として届け出るものとします。
- 4.本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送され

た場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行の口座開設店またはカードセンターにご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申込みが必要となります。

第3条(本カード発行に伴う既存カードの取扱い)

第2条1項(2)～(4)の場合において、一体型会員が本カードの発行前に保有していたキャッシュカードまたはクレジットカードの機能は、それぞれ以下の時点で失効するものとします。

- (1)キャッシュカード機能の失効:一体型会員が本カードを利用した時点
- (2)クレジットカード機能の失効:両社が一体型カードを発行することを認めた月の2ヶ月経過した日以降の両社所定の日

第4条(有効期限)

- 1.本カードの有効期限は両社が指定するものとし、カード上の表示した月の末日までとします。
- 2.両社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない会員で、かつ、両社が引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。なお、更新カードの発行および貸与については、第2条に準じるものとします。
- 3.前項にもとづいて更新カードが発行された場合において、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能およびクレジットカードの機能は、カード上に表示した月の末日をもって失効するものとします。

第5条(本カードの機能)

- 1.一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するクレジットカードとしての機能(クレジットカード規約に定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」という。)を、各々の規定・規約および本特約に従って利用することができます。
- 2.一体型会員は、現金自動支払機(以下「CD」という。)または現金自動預払機(以下「ATM」という。)において本カードを利用する場合には、本カード表面に記載されている本カード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
- 3.前項の規定にかかわらず、一体型会員が本カードの挿入方向を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引にもとづく債務についての支払義務を負うものとします。
- 4.本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が、本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

第6条(本カードの使用不能)

- 1.万が一本カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行の取引店(支払預金口座の口座開設店になります。)にご照会ください。
- 2.本カードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合には、一体型会員は本カードの支払預金口座の口座開設店で所定の手続を行ってください。

第7条(本カードの機能停止等)

- 1.一体型会員は、当行およびJCBとの間のクレジットカード契約および当行との間のキャッシュカード利用契約が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスが停止されることがあることを予め承認し、これに伴う不利益・損害等については、当行およびJCBは責任を負わないものとします。
 - (1)本カードの再発行のため、一体型会員が、当行またはJCBに本カードを返還した場合。
 - (2)本カードに関する諸変更手続のため、一体型会員が、当行またはJCBに本カードを送付または預けた場合。
 - (3)CDまたはATMでの利用時に、暗証番号相違、CD・ATMの故障等の理由により本カードが回収された場合。
 - (4)一体型会員から当行またはJCBに対して、その貸与された本カードを紛失または盗難にあった旨の届け出があった場合。
- 2.一体型会員が本特約またはクレジットカード規約に違反したまたは違反するおそれがある場合には、当行またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。
- 3.クレジットカード機能の利用について、第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、当行またはJCBはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。
- 4.前2、3項の場合、当行は本カードのキャッシュカード機能についても利用を停止することができるものとします。ただし、当行は事前にまたは事後の場合は遅滞なく一体型会員に連絡するものとします。
- 5.本カードのキャッシュカード機能の利用について、前2、3項に記載された疑義が生じた場合には、当行は第4項と同様にキャッシュカード機能の利用を停止することができるものとします。また、この場合クレジットカード機能の取扱いについては前2、3項と同様、その利用を停止することができるものとします。

第8条(本カードの解約・会員資格の取消について)

- 1.一体型会員は本カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては、当行所定の書面を当行所定の窓口(原則として支払預金口座の口座開設店になります。)に提出し、バックアップサービスに係る債務がある場合、その債務全額を弁済してください。この場合、本カードは当行に返却していただくか、本カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。
- 2.本カードのクレジットカード機能については会員規約に基づいて当行が会員資格を取消することができます。この場合、当行は本カードの

キャッシュカード機能に係る契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても、当行は自らの責めに帰す事由による場合を除き、責任を負わないものとします。

- 3.前項の他に、当行は一体型会員が本特約または会員規約もしくはキャッシュカード規定に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

第9条(本カードの取扱い)

- 1.一体型会員は、当行より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- 2.本カードは、本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行に帰属しますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等に利用するなど本カードの占有を第三者に移転することはできません。

第10条(決済口座の変更)

本カードの申込みの際に届け出た決済口座を変更する場合には、一体型会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には、第14条所定の再発行手続きをとるものとします。

第11条(届出事項の変更)

- 1.一体型会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届出るものとします。なお、クレジットカード機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届出るものとします。
- 2.前項のうち氏名の変更およびクレジットカード機能に関する暗証番号の変更があった場合には、一体型会員は本カードを当行に返還するものとします。なお、この場合には、第14条所定の再発行手続きをとるものとします。

第12条(紛失・盗難の届出)

- 1.一体型会員は、本カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびキャッシュカード規定の定めるところにしたがって、両社にすみやかに連絡するものとします。
- 2.前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行所定の窓口(原則として支払預金口座の口座開設店になります。)で受付けるものとします。本カードの喪失に伴うカード再発行のお申込みについても同様とします。また、この届出の前に生じた損害については両社は責任を負いません。
- 3.第1項の連絡を受けた場合は、両社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るため

の措置であり、万が一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、両社は、自らの責めに帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

第13条(本カードの紛失・盗難による責任の区分)

1. カードの紛失、盗難や第9条に違反して、他人に本カードを利用された場合は、その使用代金は、本カードの貸与を受けた一体型会員の負担とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当行またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行またはJCBの請求により所定の紛失、盗難届を当行またはJCBに提出した場合には、当行またはJCBが届け出を受けた60日前以降に発生したクレジットカードに関する損害については、当行は会員に対し、その支払いを免除します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが使用されたことによる会員の支払いは免除いたしません。
 - (1) 紛失、盗難が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
 - (2) 会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
 - (3) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
 - (4) 会員規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。
 - (5) 会員が当行およびJCBの請求する書類を提出しなかったり、または当行等の行う被害状況の調査に協力を拒んだ場合。

第14条(カードの再発行)

本カードの紛失・盗難・破損・汚損・氏名の変更を理由に、一体型会員が両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し両社が審査のうえ認められた場合には、本カードを再発行するものとします。なお、紛失・盗難で再発行が認められた場合、当該一体型会員は、両社所定の再発行手数料を支払うものとします。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還するものとします。

第15条(カードの返還および単機能カードの発行)

1. 一体型会員は、下記のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはJCBの請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、当行およびJCBは、責任を負わないものとします。
 - (1) クレジットカード規約所定の事由により当行およびJCBが運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合(一体型会員が任意に退会した場合も含みます)。
 - (2) 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合。
 - (3) 一体型会員が当行に対し、本カードの利用を取り止める旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合。
2. 前項(1)の場合において、本カードのキャッシュカード機能と同様の

機能を持つキャッシュカード(以下「単機能キャッシュカード」という。)の発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。

(2)前項(2)の場合において、本カードのクレジットカード機能と同様の機能を持つクレジットカード(以下「単機能クレジットカード」という。)の発行を当行およびJCBが認めた場合には、当行およびJCBは当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードを発行するものとします。

(3)前項(3)の場合において、単機能キャッシュカードの発行を当行が認めた場合には、当行は当該一体型会員に対し、単機能キャッシュカードを発行するものとします。また同様に、前項(3)の場合において、単機能クレジットカードの発行を当行およびJCBが認めた場合には、当行およびJCBは当該一体型会員に対し、単機能クレジットカードを発行するものとします。

第16条(カードの回収)

前条1項(1)の場合において、当行またはJCBは各々の判断で、利用者に事前の通知・催告等をすることなく、CDまたはATMやJCBの加盟店等を通じて、本カードを回収できるものとします。この場合、当行から新たにキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できません。また、これに伴う不利益・損害等については、当行およびJCBは責任を負わないものとします。

第17条(業務の委託)

- 1.当行は本カードの発行に関する業務をJCBに委託することができるものとします。
- 2.JCBは、前項の業務につきJCBが指定する第三者に委託することができるものとします。

第18条(情報の提供)

- 1.一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、両社の間で共有することに、予め同意するものとします。
 - (1)会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第11条第1項にもとづいて両社にたいし変更の届け出があった場合の、当該届け出情報。
 - (2)第7条第1項各号、同条第2項、第15条第1項各号、第16条記載の事項。
 - (3)キャッシュカード規定またはクレジットカード規約に違反した事実。
 - (4)その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断に関わる当該一体型会員の情報。
- 2.当行およびJCBは、第1項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
- 3.一体型会員は、第17条にもとづき、本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲で、両社に対し、またはJCBが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。

第19条(特約の優先適用)

本特約とクレジットカード規約またはキャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

第20条(特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が一体型会員に通知された後に、当該一体型会員が本カードを利用したときは、当該一体型会員はその改定を承認したものとみなします。

以 上

※お客様のご利用可能枠、手数料率・融資利率は
「カード発行のご案内」をご覧ください。

※会員規約に同意いただけない場合は、退会の
手続きをとらせていただきますので、その旨をお書
き添えのうえカードを半分に切って当行（ちばぎん
カードセンター）までご返却ください。



672650100

(2014年4月現在)